

平成22年 教育委員会第1回臨時会 会議録

日 時 平成22年3月31日(水) 午前11時00分～午前11時35分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【こども総務課】

- (1) 『議案第12号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正
- (2) 『議案第13号』千代田区教育委員会公印規則の一部改正
- (3) 『議案第14号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正
- (4) 『議案第15号』千代田区教育委員会教育長の職務を代理すべき吏員指定に関する規則の一部改正
- (5) 『議案第16号』千代田区立四番町歴史民俗資料館処務規程の一部改正
- (6) 『議案第17号』平成22年度教育委員会事務局幹部職員の異動

【育成・指導課】

- (1) 『議案第18号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
- (2) 『議案第19号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正
- (3) 『議案第20号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正
- (4) 『議案第21号』義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

第 2 報告

【こども総務課】

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 平成22年度教育委員会事務局一般職員の異動
- (3) 青少年委員の委嘱

第 3 その他

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (8名)

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長(次世代育成担当)	保科 彰吾

こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

欠席職員 (1 名)

参事(こども健康担当)	大井 照
-------------	------

書記 (2 名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長	おはようございます。開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することにしておりますので、ご了承をお願いいたします。 それでは、ただいまから平成22年教育委員会第1回臨時会を開会いたします。 本日、大井参事は欠席をしております。 本日の署名委員は、福澤委員をお願いいたします。 議事日程に入ります前に、中川典子委員が、3月25日付をもちまして区長から教育委員会委員に任命されましたので、ご報告を申し上げます。 次に、中川委員の議席指定についてでございますけれども、これは慣例によりまして、3番の席をお願いしたいと思います。 それでは、早速ですが、中川委員さんから一言ごあいさつをお願い申し上げます。どうぞ。
中川委員	新しく、教育委員をさせていただくことになりました、中川典子でございます。 青少年委員というものを12年ぐらやっておりまして、その中で、教育委員会の皆様方には、いろんな形でお世話になっておりました。これからは、今までの経験を生かしながら力を出せたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
市川委員長	ありがとうございました。

日程第1 議案

こども総務課

- (1) 『議案第12号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正
- (2) 『議案第13号』千代田区教育委員会公印規則の一部改正

- (3) 『議案第14号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正
- (4) 『議案第15号』千代田区教育委員会教育長の職務を代理すべき吏員指定に関する規則の一部改正
- (5) 『議案第16号』千代田区立四番町歴史民俗資料館処務規程の一部改正
- (6) 『議案第17号』平成22年度教育委員会事務局幹部職員の異動
育成・指導課
- (1) 『議案第18号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
- (2) 『議案第19号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正
- (3) 『議案第20号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正
- (4) 『議案第21号』義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

市川委員長

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案に入ります。議案第12号、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正、及び議案第16号、千代田区立四番町歴史民俗資料館処務規程の一部改正につきましては、前回第5回定例会において協議をしていただき、規則等改正をすることといたしました事案でございます。したがいまして、これを簡単に説明をしていただけますか。

こども総務課長

はい。それでは、「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正」でございますが、3月23日、ご協議させていただきまして、本日、議案として提出したものでございます。

簡単にということですので、教育委員会の権限の一部を区長に移して、区長部局の権限として事務を行わせる委任事務、また、3条のところにございます権限を、権限は教育委員会に残したままで、内部的に区長部局の職員に行わせるということで、現に区長部局の職員が行っているその辺を、今回整理させていただいておりますので、よろしくお願いいたします

次に議案の16号でございます。こちらも前回3月23日に協議させていただきましたものでございます。

こちらにつきましては、旧の改正前を見ていただきますと、第3条、「館の職員については、次の職員をもって充てる」ということになっておりまして、平成20年度の組織改正のときに、既に四番町歴史民俗資料館については、区長部局のほうに移行させておりますので、その辺を規程整備させていただいたというものでございます。現行にあわせたということでございます。

市川委員長

はい、わかりました。前回いろいろと協議をして、事務的な一種の整理であろうということでございましたので、協議はここで終了しまして、今日議案として、12号と16号を出していただいたと、こんなようなことでございます。何かご質問等ありましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特にございませんでしたら、採決をさせていただきます。

それでは、議案第12号及び議案第16号につきまして、採決をいたします。
賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、12号及び16号については、原案のとおり決定することといたします。

次に議案第13号、千代田区教育委員会公印規則の一部改正についてから議案第15号、千代田区教育委員会教育長の職務を代理すべき吏員指定に関する規則の一部改正まで、こども総務課長から説明してください。

こども総務課長

はい。それでは、議案第13号から15号まで、いずれも組織改正に伴うものでございます。まず、議案13号でございますけども、公印の調製者というところでこども総務課長が出ておりますけども、4月からこどもというところの表記につきまして、漢字の「子」と平仮名の「ども」を使うこととしたもので、課名の変更によるものでございます。

議案第14号につきましては、組織改正に伴うものでありまして、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正ということでございます。その処務規則の中には、各課の事務分担とかを決めておりますけれども、今回、第2条にございます事務局の分課というところで、課の順番につきまして、教育委員会全体を管理、事務を所管しているところを最初に持ってきたということで、子ども総務課。それから、保育園、児童館、幼・小・中・中等の施設の維持管理、0から18歳まで、教育委員会全体の施設を所管しているということで、子ども施設課を次に持ってまいりまして、子ども支援課につきまして、主に就学前の事務を所管するということで、3番目に持ってきております。それから、就学後の事務を所管するということで、学務課、それと、今まで育成・指導課と言っておりましたけれども、指導課ということで、順番を入れかえております。

それと、この処務規則の2ページでございます。2/5のところですね、次のページでございますが、新たに加えたもの等、下線で表現しております。子ども総務課につきましては、平成20年度から始まりました教育に関する事務の点検・評価を加えたということと、それから、14番のところで、九段中等教育学校に係る事務の調整に関することということで、施設について一体的に運営していただくということで、この部分については除いております。

それから、子ども総務課には、最後の20番ですね、(20)でございますけども、次世代育成支援対策、また、共育マスタープランの進行管理等を行うということでございます。

3ページでございますけども、子ども総務課には、富士見みらい館の開設に伴いまして、指定管理者等が入っておりますので、そのモニタリングにつきましても、子ども総務課の所管にさせていただきました。それから、次の子ども施設課につきましては、中等教育学校の施設改修を含むということで、一連の学校施設や、児童福祉施設につきまして、一体的に管理していただくということであります。

それから、子ども支援課のところでございますけれども、（６）のところで、幼稚園の就園事務及び学級編制に関することにつきまして、就学前ということで、こちらに位置づけさせていただいております。

それから、4/5でございますけれども、(13)こども園及び幼稚園のあり方の検討に関することということで、幼児教育あり方検討会を子ども支援課で検討していただくということであります。

それから、今まで副参事が所管しておりましたけども、学務課を今回新設いたしまして、この中で、（４）でございますけども、今までこども総務課でやっていました私費会計の点検に関することを学務課でやっていただく。それから、（９）の学校運営予算につきましては、こども支援課がやっていたわけですが、見直しを行いまして、学校運営予算につきましては、学務課のほうでやっていただくということでございます。

それから、(10)(13)等につきましては、学校保健また学校給食等につきましては、今まで副参事のところでやっておりましたが、学務課に位置づけたということでございます。

それと、育成・指導課でございますけども、育成のところを省きまして指導課とさせていただくということで、所管事務については、今年度と同様でございます。

そういう処務規則の一部を改正したいということでございます。

それから、議案の第15号でございますけども、組織改正に伴う名称変更ということで、教育長に事故あるとき教育長の職務を代理すべき吏員を次のように指定するというので、子ども・教育部長ですが、こどもの「こ」を漢字にしたということでございます。

議案第13号、14号、15号の説明をさせていただきました。いずれも組織改正に伴う、また、組織改正に伴う名称変更等でございます。

市川委員長

はい。ご苦労さま。

それでは、第13号、14号、15号の議案それぞれについて、何かご質問等があれば伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

福澤委員

ちょっと参考までに伺いたいんですけど、「子ども」って、漢字じゃ表記しないんですか、「供」を。

こども総務課長

何か、見ますと、「子供」というと、「供」を漢字にすると、何かお供え物というような意味があるということで、平仮名でもよろしいようですが、教育関係では漢字をここに当てまして、子どもを表現しているようでございます。そういったことで、今回、それに統一していこうということで、子どもの「子」だけ、漢字にさせていただきました。

福澤委員

初めて聞いた。

市川委員長

そうですか。何かそういうのが多いですね。

こども総務課長

例えば1つの報告書の中で漢字が出てきたり、子どもの「子」だけ漢字だったり、平仮名だったりしたんですけども、今回、この改正を機に統一させていただくということでございます。

福澤委員	はい。
市川委員長	ほかにいかがでしょうか。 今度、組織改正で、学務課というのができたんですけれども、それは今まで実質的には門口副参事が担当していた仕事を、そのまま学務課ということになるんですか。
こども総務課長	ええ。一部、こども総務課で、学校の学級編制とかをやっておりましてけども、その辺を学務課に移しまして、門口副参事がやっておりました学校保健とか学校給食、その辺については、そのまま引き続いてやっていただくということでございます。
市川委員長	なるほど。こども総務課の一部の仕事と、従前の副参事の仕事をあわせて学務課にしたと、こういうことですか。
こども総務課長	そうですね。それと、こども支援課がやっていた学校運営予算について、学務課に持ってきたということですね。
市川委員長	なるほどね。 いかがでしょうか。 （「なし」の声あり）
市川委員長	特になければ、これは議案でございますので、1つずつ採決をしたいと思います。よろしゅうございましょうか。 （了 承）
市川委員長	はい。 それでは、議案の第13号、千代田区教育委員会の公印規則の一部改正につきまして、これを採決いたします。 賛成の委員の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
市川委員長	はい。全員賛成でございますので、案のとおり、決定いたしました。 次に、議案第14号、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部改正、これにつきまして、採決をいたしたいと思います。 賛成の委員の方は、恐れ入りますが、挙手を願います。 （賛成者挙手）
市川委員長	はい。全員賛成でございますので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第15号、千代田区教育委員会教育長の職務を代理すべき吏員指定に関する規則の一部改正について、これにつきまして採決いたします。 賛成の委員の方の挙手を求めます。 （賛成者挙手）
市川委員長	はい。全員賛成でございます。そういうことで、議案第13号、14号、15号は、案のとおり、決定いたしました。 次は、議案第17号、平成22年度教育委員会事務局幹部職員の異動についてですね。これについて説明してください。
こども総務課長	はい。それでは、2枚あると思いますが、2枚目のほうですね、退職者の

ほうをまず見ていただければと思います。

こども健康担当のこども・教育部の参事、大井参事が今回ご退職ということでございます。それから、児童・家庭支援センターの所長の吉野が退職ということでございます。

新任等につきましては表記のとおりでございますが、1枚目に戻っていただきまして、この大井参事の後任に、3番目に書いてあります清古参事が参ります。それから、児童・家庭支援センターのところに、私、峯岸が就任ということでございます。それから、立川部長と保科担当部長につきましては、保科部長は名称が変わっておりますので、次世代育成担当部長ということになっております。それから、課長や部長につきましては、こどもの「こ」を変えてございますので、そういう表記にさせていただきます。

それから、課長級でございますけども、子ども総務課長に坂田課長が参ります。それから、子ども施設課長につきましては、佐藤課長がそのまま、それから、転出者のところで、関課長が出ておりますけれども、その後任に眞家政策経営部政策立案課長がお見えになります。それから、門口副参事が今度は学務課長ということでございます。坂育成・指導課長が、4月から指導課長ということで、こういう異動の案でございます。よろしくお願いいたします。

市川委員長 はい。ご存じのように、幹部の人事異動につきましては、教育委員会で決めると。教育委員がこの場で決めるということになっていまして、そういう意味で議案として上がってきた。そういう解釈でよろしいんですね。

こども総務課長 はい。

市川委員長 何かお尋ねになりたいことがございましたら、どうぞお願いします。

(「なし」の声あり)

市川委員長 特にございませんければ、人事案件でございますので、議案第17号について採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 はい。全員賛成でございますので、案のとおり決定をいたしました。

次に議案の第18号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正、及び議案第19号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正、及び議案第20号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正、並びに議案第21号、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について、これは給与改正を伴う改正でございますので、まとめて議題にしたいと思います。

育成・指導課長から説明してください。

育成・指導課長 はい。お願いいたします。

育成・指導課からは、今ご確認いただきました4本の議案についてご審議をお願いしたいと思います。

議案第18号の前にこの幼稚園教諭の給与に関する今回の規則改正の概要に

ついてまとめた資料を添付させていただきましたので、議案の番号と若干前後しますが、こちらの資料を使って説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第19号に係る内容でございますが、幼稚園教諭の給与に関する条例施行規則の一部改正ということでございます。このことは、3月5日に労基法が改正されることによりまして、区の職員全体が超過勤務手当の支給割合の改正を行うということに関連いたしまして、区の職員である幼稚園教諭については、所管している教育委員会でご判断いただくということで、過日、条例の一部改正ということで、議会に提案させていただいたものでございます。これを受けて、教育委員会所管課で規則改正を行うという流れになっております。

この表の1番にありますような形で、月60時間を境に、その支給率が変わるということでございますけれども、幼稚園教諭は、教職調整額が支給されておりますので、この幼稚園教諭の給与に関する特別措置条例で超過勤務手当は適用除外となります。つまり、こういうような形で区の職員全体が動くのですが、幼稚園教諭については、この形で支給されることはないということなんですけれども、これは適用除外のもとになっている規定が例外規定でございますので、本則について規定整備をするということで、改めて、規則の一部改正ということで上がってきているものでございます。

続いて、概要説明資料の2番にあります義務教育等教員特別手当に関する規則でございます。これにつきましては、国庫負担金の縮減によりまして、上限が7,900円から5,900円に見直すということでございまして、その際、本給の3%を2.2%にしますよというのが具体的な内容でございました。この3%から2.2%に修正したときの給料号級に相当する一覧表があるのですが、その一覧表をこの規則の中で規定するというところで、前回ご審議いただいたものの具体的な表の整理ということがこの規則の一部改正でございます。

続きまして、議案第20号、幼稚園教諭の勤勉手当に関する規則でございます。これは、昨年11月に期末・勤勉手当の支給割合の変更についてご審議いただいたところでございますが、急激な経済変動によって、民間ベースが落ち込んだことを踏まえて、この期末・勤勉手当の支給割合を変えたわけですが、急遽ということで、附則の改正という技術的な手法をとっています。したがって、本則は従前のまま、0.75、0.75という形で残っておりますので、今回はその本則を実際、今適用されている支給割合にあわせるものでございます。実態にあわせて、規定改正を行うということでございます。

最後になります、議案第18号でございますが、これは幼稚園教諭の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正ということですが、具体的には、この看護休暇の改正についてでございます。この概要資料にポイントを示させていただきましたけれども、大きなところでは2点見直しがなされております。

取得日数の変更・拡充でございます。現行は5日間が付与されるわけですが

けれども、今回は1人について5日間を上限として、10日間まで認めるというものです。現行の5日間というのは、複数の子どもがいても、合算して5日までということで、それを拡充していくというのが1つの柱です。

それから、2つ目の柱は、取得要件についてでございます。対象となるお子さんを、今までは小学校就学前の子どもとしていた条件を、9歳に達する日以降の最初の3月31日まで、つまり、小学校3年生が終わる日まで対象としますよというのが1つと、それから、今まで取得できる要件として、けがとか病気の看病・通院の世話、これは認められておったのですが、健康診断ですとか予防接種は認められておりませんでした。今回は、予防接種の付き添いですとか健康診断の付き添いも可能となるように、対象を拡充しております。

説明は以上でございます。

市川委員長

はい。大変実務的なというか、形式的なというか、わかりにくい点多々あるかと思いますが、要するに区の条例を——この条例は、ところで今日可決ですか。それとも、もう既に可決しているんですか、それぞれは。

育成・指導課長

条例はもう既に可決していただいています。

市川委員長

全部可決しているわけね。

育成・指導課長

はい。

市川委員長

したがって、その条例の施行規則というようなことで、どうしても規定上といえますか、プロセス上、こういうような煩雑なことも教育委員会として決めなきゃいけないと、こういうようなことでございますので、簡便に一覧表で説明をしていただきましたけれども、そういうことで、わかりづらい点もあるんだろうと思いますが、何かご質問等ございましたらお願いしたいと。

どうぞ。

中川委員

こちらには「幼稚園教諭の」というふうに書いてあるんですけども、千代田区の場合はこども園ということで、保育園の保育士さんというんですか、そちらの方との給与の調整というのか、そういうことはこちらには出ていないんでしょうか。

市川委員長

どうぞ。

育成・指導課長

はい。こども園の幼稚園教諭については、今、説明をさせていただいた幼稚園の教員としての身分・資格で、給与のほうは適用になります。そして、保育士については、区の職員で、区長部局で同様の手続をとっておるんですけれども、それが適用されるということになっています。

中川委員

まあ、もう、いずみこども園でいろいろやっていらっしゃるから、そういうことでいろいろ問題が起こるということはないんだろうとは思いますが、どうですか。

育成・指導課長

はい。そこは既に、整備、規定整備がされておりますので、これでそごが出るというようなことはございません。

市川委員長

やはり、具体的な問題としてはないんでしょうけれども、やっぱりその辺

	は、一方が厚生労働省担当で、もう一方は文部科学省で、それぞれ法律が違 うようなことがあって、難しい問題を含んでいることだけはおっしゃるとお りですね。給与とかこういう条件に限らず。今は、うちは、まあまあ、うま く進んでいると、こういうことでいいんですかね。
育成・指導課長	それぞれの制度の整合をとりながら、千代田区型のこども園として、幼稚 園認可とそれから保育園認可をとって、それぞれの法の定めの中で運営して おりますので、給料表の違いとかはもちろん大きな課題ではあるかと思いま すけれども、現段階ではそこを整合させて運営はできていると思っております。
市川委員長	はい。 ほかに。
中川委員	困難なことをやっているわけですよね、千代田区は。
市川委員長	ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。 (「なし」の声あり)
市川委員長	それでは、議案でございますので、議案第18号から議案第21号までの4件 につきまして、採決をしたいと思います。 賛成の委員の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
市川委員長	はい。全員賛成でございますので、いずれも案のとおり決定することとい たします。

日程第2 報告

こども総務課

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 平成22年度教育委員会事務局一般職員の異動
- (3) 青少年委員の委嘱

市川委員長	次は、日程の第2、報告でございます。本日は、報告が3件予定されてお ります。
	それでは、こども総務課長から。
こども総務課長	はい。教育事務に関する議案に係る意見聴取ということで、3月23日に、 仮称ですけれども、公立高校の無償化法案が年度内に可決されるというこ とで、九段中等教育学校の後期課程の授業料に関係しますもので、その条例改 正を予定していますということをご報告させていただいたところでございま す。 同日付で、区長から、議案の提出に当たりまして、意見聴取がありまし た。3月23日にも当委員会でご確認させていただきましたが、当委員会 では異議ありませんという回答をしたということをご報告させていただきます。

市川委員長	説明は以上です。
こども総務課長	はい。 1点ずつですか。3件まとめてやってください。
こども総務課長	はい。それでは、平成22年度教育委員会事務局の一般職員の異動ということで、内示書でございますけども、小宮係長から順に氏名が出ておりますが、これらの職員で事務局を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。
市川委員長	それから、3番の青少年委員の委嘱でございますけども、中川委員さんがずっとやってこられたところですが、今回、任期満了に伴いまして、新委員さんを委嘱するということでございます。青少年委員の設置規則がございまして、教育委員会が委嘱するということになっております。任期は2年ということで、今、候補が挙がってきておりまして、4月13日の青少年委員会の席上で委嘱するということで今進めておりますので、ご報告ということでございます。
市川委員長	以上です。 3件の報告がございましたが、何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。
	特にございませんか。
	（「なし」の声あり）

日程第3 その他

市川委員長	それでは、各課長から報告事項があれば、お願いしたいと思います。どうですか。
	特にありませんか、課長のほうから。
	それでは、教育委員から何かございましたら、どうぞ。
	（「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、特にございませんでしたら、本日予定されていた案件、すべて終了いたしましたので、本日の臨時会を終了したいと思います。
	どうもご苦労さまでした。